

青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示（概要）

1. 改正の趣旨

「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）及び「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）を踏まえ、青少年の雇用対策を一層推進するため、雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づき、「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 275 号。以下「指針」という。）を改正する。

2. 改正の内容

（1）趣旨の一部改正

中学校、高等学校又は中等教育学校の新規卒業予定者については、経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意すべきものとする。

（2）事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置の一部改正

青少年の募集及び採用に当たり、学校等の卒業時期等にとらわれることなく人物本位による正当な評価が行われるよう、事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置を以下のとおり改める。

- ① 事業主は、学校等の新規卒業予定者の採用枠について、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるようにすべきものとする。
- ② 事業主は、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すべきものとする。

（3）事業主が定着促進のために講ずべき実践的な職業能力の開発及び向上に係る措置の一部改正

事業主は、青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保その他の援助等を行うものとする。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すべきものとするを追加する。

3. 職業安定分科会における検討状況

10月27日開催の第74回労働政策審議会職業安定分科会において、指針の一部を改正する告示案要綱について諮問し、同日付けで答申を受け、11月15日に公布・施行したところ。